

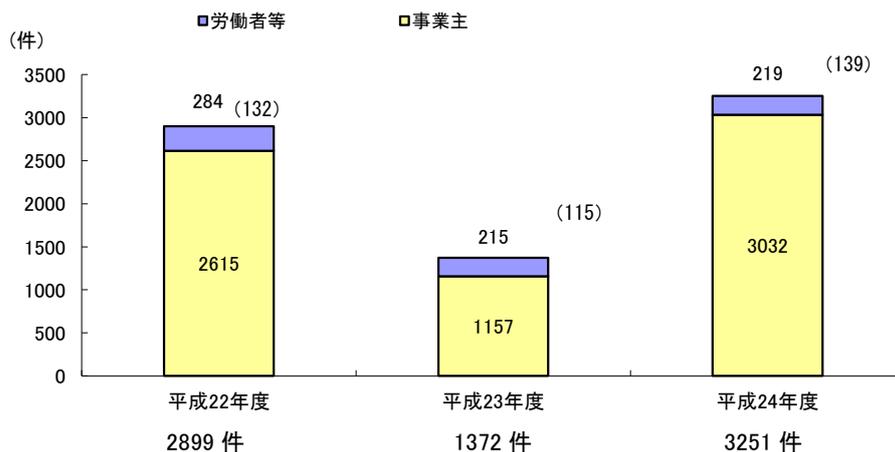
平成 24 年度育児・介護休業等に関する相談状況等

1 育児・介護休業法に関する相談状況

(1) 相談の状況

- 育児・介護休業法に関する相談は 3,251 件であった（図 1）。
- 相談者の内訳をみると、事業主からの相談が 3,032 件であり、全体の 93.3%を占めている。これは、平成 24 年 7 月 1 日より労働者数 100 人以下の企業に改正育児・介護休業法が適用猶予されていた制度が全面施行されたことに伴う就業規則の整備に関する相談が増加したためである（平成 22 年 6 月 30 日に改正された父親の育児休業参加を促進する制度等を含む）（資料 1）。
- また、労働者等からの相談は 219 件となり、前年度（215 件）より増加している（図 1）。
- 相談内容別にみると、育児関係で最も多いのが、「育児休業（第 5 条関係）」301 件、次いで多いのが「1 日 6 時間勤務の所定労働時間の短縮措置（第 23 条第 1 項、第 23 条第 2 項関係）」259 件となっている（表 1）。介護関係では「介護休業（第 11 条関係）」が 226 件、次いで多いのが「短時間勤務、時差出勤制度等所定労働時間の短縮措置等（第 23 条第 3 項関係）」190 件となっている（表 1）。

図 1 相談件数の推移



※労働者等とは、労働者及び労働者の身内等のことである。

※（ ）内の数字は労働者からの相談件数である。

図 2 相談内容の推移

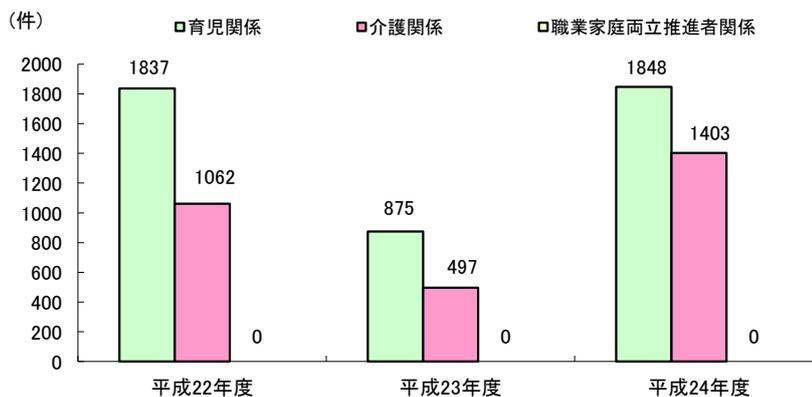


表1 相談内容の内訳

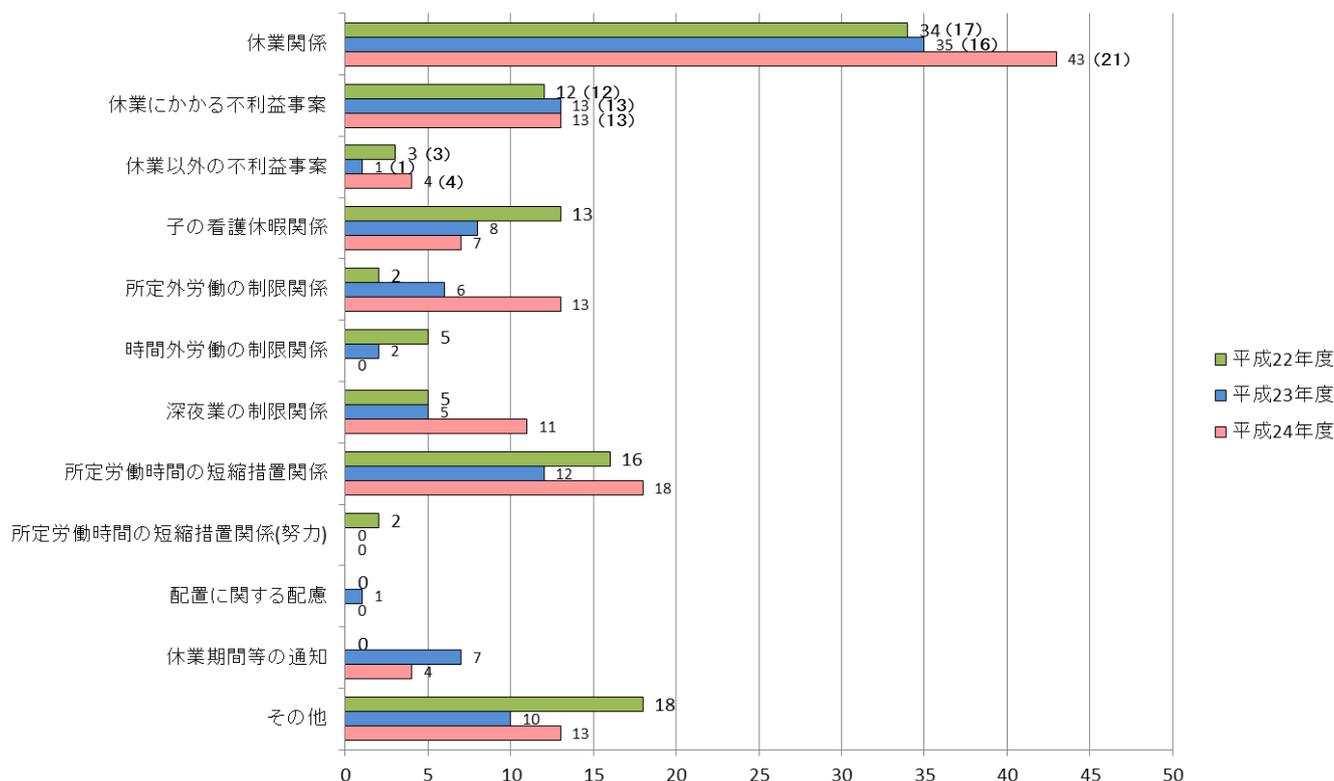
相談内容		22年度		23年度		24年度		労働者
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	
育児関係	育児休業(第5条)	506	27.5%	179	20.5%	301	16.3%	43
	子の看護休暇(第16条の2、第16条の3)	213	11.6%	91	10.4%	206	11.1%	7
	育児休業、子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置、紛争解決援助の申立に関する不利益取扱い(第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4)	21	1.1%	20	2.3%	31	1.7%	17
	所定外労働の制限(第16条の8) ※	82	4.5%	92	10.5%	212	11.5%	13
	時間外労働の制限(第17条)	171	9.3%	70	8.0%	191	10.3%	0
	深夜業の制限(第19条)	160	8.7%	68	7.8%	204	11.0%	11
	所定労働時間の短縮措置(第23条第1項、第23条第2項関係) ※	357	19.4%	133	15.2%	259	14.0%	18
	所定労働時間の短縮措置努力義務(第24条第1項)	11	0.6%	6	0.7%	9	0.5%	0
	労働者の配置に関する配慮(第26条)	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	0
	休業時間等の通知(則第5条第4項から第6項)	68	3.7%	84	9.6%	197	10.7%	4
	その他	248	13.5%	130	14.9%	238	12.9%	13
小計	1837	100.0%	875	100.0%	1848	100.0%	126	
介護関係	介護休業(第11条)	165	15.5%	81	16.3%	226	16.1%	7
	介護休暇(第16条の5、第16条6関係) ※	84	7.9%	82	16.5%	215	15.3%	4
	介護休業、介護休暇、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、紛争解決援助の申立に関する不利益取扱い(第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4)	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%	0
	時間外労働の制限(第18条関係)	142	13.4%	56	11.3%	187	13.3%	0
	深夜業の制限(第20条関係)	144	13.6%	59	11.9%	188	13.4%	0
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第3項関係)	154	14.5%	62	12.5%	190	13.5%	0
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第2項関係)	4	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0
	労働者の配置に関する配慮(第26条関係)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	休業期間等の通知(則5条第4項から第6項関係)	66	6.2%	63	12.7%	188	13.4%	0
	その他	302	28.4%	94	18.9%	208	14.8%	2
小計	1062	100.0%	497	100.0%	1403	100.0%	13	
職業家庭両立推進者	0		0		0		0	
合計	2899		1372		3251		139	

※平成24年7月1日より、労働者数100人以下企業へ義務づけられた制度です。

(2) 労働者からの育児休業関係の相談状況

- 労働者からの相談 139 件のうち育児関係の相談は 126 件、介護関係の相談は 13 件であった（表 1）。
- 育児関係の相談のうち最も多かったのは「休業関係」43 件と「休業の不利益事案」13 件を併せた 56 件で、前年度（43 件）より 8 件増加している（図 3）。

図 3 労働者からの育児関係の相談内容の内訳及び推移



※ ()内の数字は労働者からの個別の権利侵害に関する相談件数。

(3) 労働者からの育児休業に係る個別の権利の侵害に関する相談状況

- 労働者からの育児休業関係の相談のうち、個別の権利の侵害に関する相談件数は 34 件、うち、育児休業に関するものが 21 件、育児休業に係る不利益取扱いに関するものが 13 件であった。
- 男女別にみると、女性が 92.9%と圧倒的に多く、就業形態別では正社員が 53.6%と最も多かった（図 4、図 5）。
- 相談内容別にみると「育児休業に関するもの」21 件のうち、最も多かったのは「取得要件」が 26.5%、「育児休業に係る不利益取扱いに関するもの」13 件のうち、最も多かったのは「退職勧奨」が 17.6%であった（図 6）。
- 相談者の就業継続の意思は「継続」が 92.9%と圧倒的に多かった（図 7）。
- 相談の結果として「自主的解決」が最も多く 64.3%、次いで「相談のみ」が 17.9%であった（図 8）。

労働者に法律に関する情報を提供することにより「自主的解決」が図られたケースが多かったことから、労使双方に法律に関する正確な知識が不足するためにトラブルが生じたものと思料される。

図4 男女別割合

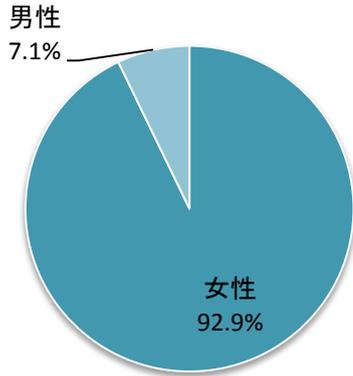


図5 就業形態別割合

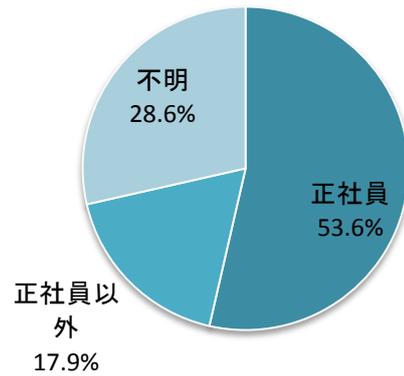


図6 相談内容別割合

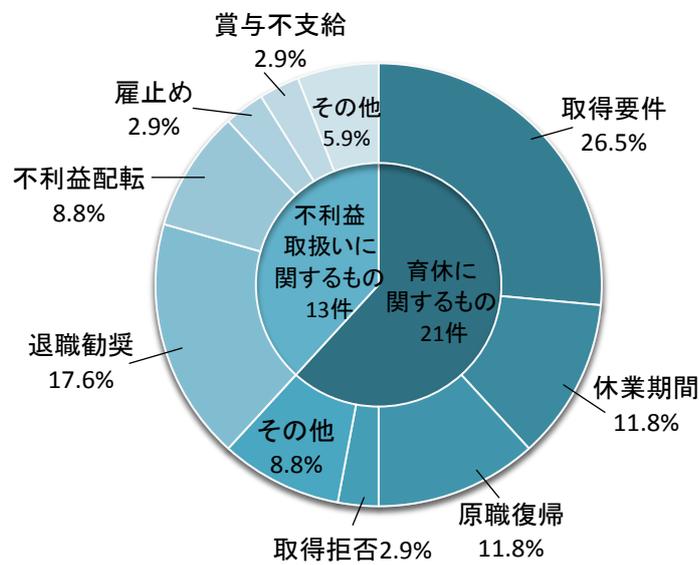


図7 相談者の就業継続の意思別割合

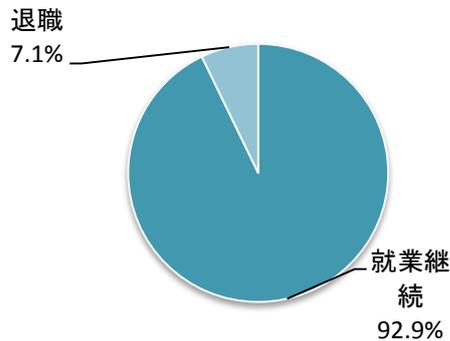
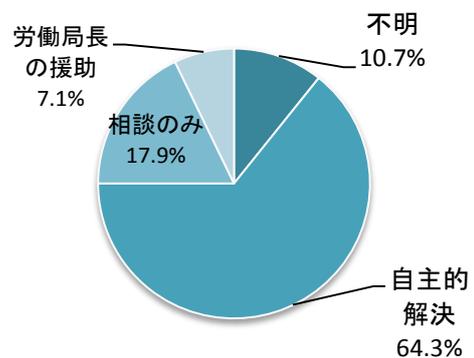


図8 相談後の希望別割合



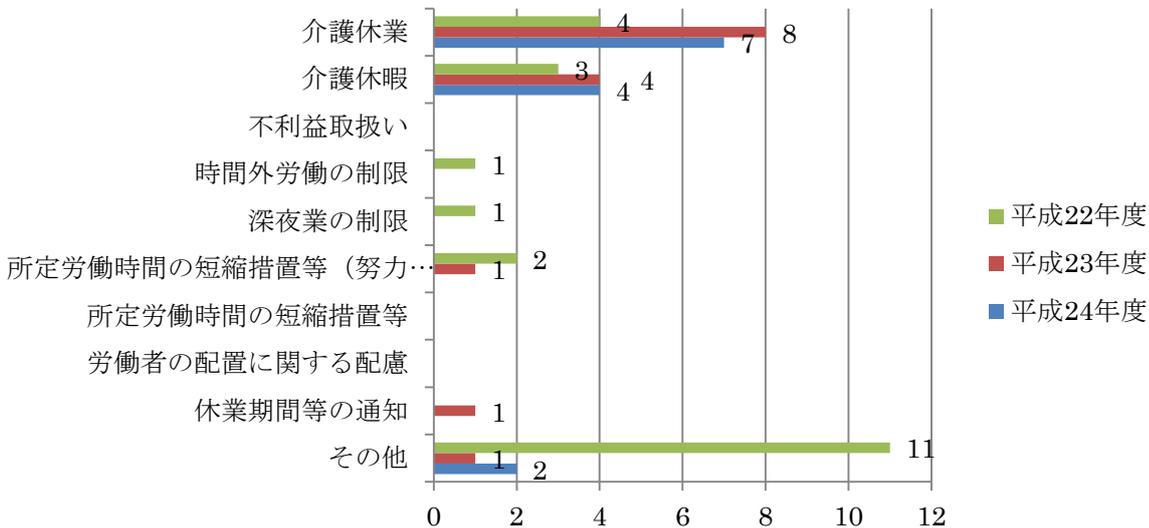
【具体的な相談内容】

- ◎ 育児休業からの復帰後の勤務について、休業前と異なる勤務条件を提示された。
- ◎ 育児のための所定労働時間の短縮制度の利用に伴い月給制が時間給制になった。
- ◎ 育児休業中に妊娠し引き続き休業を申し出たところ、退職を勧奨された。
- ◎ 育児休業は取れたが、会社から原職復帰できないと言われた。

(4) 労働者からの介護関係の相談状況

- 労働者からの介護関係の相談は13件で前年度(15件)より2件減少している(図9)。
- 介護関係の相談のうち最も多かったのは「休業関係」7件、次いで「介護休暇」4件である(図9)。

図9 労働者からの介護関係の相談内容の内訳及び推移



2 紛争解決の援助

- 労働局長による紛争解決の援助(法第52条の4)の申立件数は育児休業の不利益取扱いに関する事案が2件であった(表2)。
 なお、両立支援調停会議による調停(法第52条の5)の申立は0件であった。

表2 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

	件数		
	22年度	23年度	24年度
育児関係	1	0	2
介護関係	1	0	0

3 行政指導の状況(法第56条に基づく助言等)

- 141事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの育児・介護休業法違反が確認された134事業所に対し、448件の是正指導を行った(表3)。
 指導事項としては、育児関係では、「育児休業(第5条)」、「時間外労働の制限(第17条)」及び「所定労働時間の短縮措置(第23条第1項、第23条第2項)」が同数の46件で、次いで「子の看護休暇(第16条の2、第16条の3関係)」が45件であった。
 介護関係では、「介護休暇(第16条の5、第16条の6関係)」が38件、「所定労働時間の短縮措置等(第23条第3項関係)」が37件であった。

表3 是正指導等件数の推移

相談内容		22年度		23年度		24年度	
育児関係	育児休業（第5条）	38	33.3%	43	25.1%	46	17.8%
	子の看護休暇（第16条の2、第16条の3関係）	32	28.1%	35	20.5%	45	17.4%
	育児休業、子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置、紛争解決援助の申立に関する不利益取扱い（第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	所定外労働の制限（第16条の8） ※	5	4.4%	23	13.5%	34	13.2%
	時間外労働の制限（第17条関係）	14	12.3%	13	7.6%	46	17.8%
	深夜業の制限（第19条関係）	10	8.8%	11	6.4%	18	7.0%
	所定労働時間の短縮措置（第23条第1項、第23条第2項関係） ※	15	13.2%	24	14.0%	46	17.8%
	所定労働時間の短縮措置（第24条第1項）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	労働者の配置に関する配慮（第26条関係）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	休業時間等の通知（則第5条第4項から第6項）	0	0.0%	22	12.9%	23	8.9%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小計	114	100.0%	171	100.0%	258	100.0%
	介護関係	介護休業（第11条）	11	23.4%	16	21.1%	24
介護休暇（第16条の5、第16条の6） ※		5	10.6%	22	28.9%	38	28%
介護休業、介護休暇、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、紛争解決援助の申立に関する不利益取扱い（第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4）		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
時間外労働の制限（第18条関係）		11	23.4%	11	14.5%	21	15.4%
深夜業の制限（第20条関係）		8	17.0%	9	11.8%	16	11.8%
所定労働時間の短縮措置等（第23条第3項関係）		12	25.5%	16	21.1%	37	27.2%
所定労働時間の短縮措置等（第24条第2項関係）		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働者の配置に関する配慮（第26条関係）		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
休業期間等の通知（則5条第4項から第6項関係）		0	0.0%	2	2.6%	0	0.0%
その他		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
小計	47	100.0%	76	100.0%	136	100.0%	
職業家庭両立推進者		37		27		54	
合計		198		274		448	

※平成24年7月1日より、労働者数100人以下企業へ義務づけられた制度です。

4 育児・介護休業等に関する経済的支援措置

高知労働局では、改正育児・介護休業法の施行に伴い、平成23年度より2年間にわたり説明会、個別企業への周知等あらゆる機会を捉え、周知啓発を行ってきた。

しかしながら、労働者からの相談のうち、育児休業に係る個別の権利の侵害に関する相談件数が増加傾向にあることから、育児休業制度等を利用しやすい職場環境を作るため、女性労働者が多い中小企業を中心に個別事業所訪問を実施し、育児・介護休業法に沿った就業規則の整備を進めるとともに、育児休業等に関する経済的支援措置として「両立支援助成金」を用意しており、今後も周知に努めること等により各企業の『両立支援に向けた取組』を一層推進し、支援していく方針である。

〈両立支援助成金〉（資料1）

○事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内に設置し、運営等を行った事業主等にその費用の一部を助成する。

○子育て期短時間勤務支援助成金

少なくとも、小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を就業規則に規定し、実際に利用者が生じた場合に助成する。

○中小企業両立支援助成金

①代替要員確保コース：育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ休業取得者を原職等に復帰させた場合に助成する。

②休業中能力アップコース：育児・介護休業取得者に対し、教育訓練等を実施し、かつ職場復帰させた場合に助成する。

③期間雇用者継続就業支援コース（**新規**）：期間雇用者の育児休業取得者を原職等に復帰させ、かつ、仕事と家庭の両立支援制度の利用を促進させるための研修を実施した場合に助成する。

※上記①～③については両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合に、助成金を加算する（**新規**）。

〈育児休業等期間中の社会保険料の免除〉（資料2）

育児休業等期間中の社会保険料（健康保険・厚生年金）について、事業主負担分及び被保険者本人負担分がともに免除される。

〈育児休業給付・介護休業給付〉（資料2）

○育児休業給付

雇用保険被保険者の方が、1歳に満たない子を養育するための育児休業を取得した場合に支給する（表4）。

表4 育児休業給付の受給要件確認件数・初回受給者数の推移（人）

	受給要件確認件数			初回受給者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計
平成22年度	13	1,382	1,395	12	1,397	1,409
平成23年度	20	1,395	1,415	18	1,357	1,375
平成24年度	24	1,474	1,498	24	1,489	1,513

○介護休業給付

配偶者や父母、子等の対象家族を介護するための休業を取得した雇用保険被保険者に対して支給する（表5）。

表5 介護休業給付の受給者数の推移（人）

	受給者数		
	男性	女性	計
平成22年度	12	62	74
平成23年度	8	45	53
平成24年度	9	58	67